

平治物語蓬左文庫本における 格助詞「の」「が」の用法

池 村 奈 代 美 *

The usage of 'no' and 'ga' in Heijimonogatari Hosabunkobon.

Nayomi IKEMURA *

一、はじめに

格助詞「の」「が」は共に、体言に続く連体格用法、用言と結び付ける主格用法の他、「形容詞＋さ」に続く喚体句などの用法を持つ。

二助詞に関する待遇表現上の区別は、つとに指摘されており、

「の」を敬称、「が」を蔑称とする立場は、特にロドリゲスの

○主格の「の」は普通に第二人称第三人称に使はれ、「が」は第一人称及び身分の低い第三人称に使はれる。

○属格の「の」は第一人称及び尊敬される身分の第二人称に用ゐられるのが普通であり、「が」は第一人称及び身分の低い第三人称に用ゐられ、往々第二人称において特にその人を軽蔑する場合に用ゐられる。^{注①}

『日本大文典』第一巻
といった記述が注目されており、上代から少なくとも鎌倉・室町

時代までは、使い分けの意識があつたと認めて良いとされている。

右の区別は特に連体格用法の場合が著しいようである。

『日本文法大辞典』^{注②}では、連体格用法の場合、二助詞は意味上の主点のおき方に差があり「が」は上にある体言に意味上の主点を置く、従つてそれが親疎敬卑等の感情価値的な使い分けともなる。又、受ける語・掛かる語の種類において、「の」助詞は活用語の連体形だけは受けえないが、体言的な資格にたつ語句のすべてにわたつて広く、機能上も、「が」の包摂関係に対し、同一、内属、包摂の関係を構成しうると説く。

歴史的には、連体助詞として、鎌倉時代には「の」が自由用いられるのに対して、「が」はかなり限られ、主として人に関する語に続き、室町時代から江戸時代前期にかけては、人名、代名詞、数詞に続けて用いたが、次第に「の」に吸収されて現代に及ぶ。

主格助詞としては、共に連体修飾語中の主語となるのが本来の形であつた。平安時代になると、「が」は連体形を受ける例が急増し、中世になつて独立文中の用法が多くなり、うける体言も広範囲となり、室町時代には主格助詞としての働きを確立する。これに反して「の」は、連体助詞から連体的主格助詞へと発展し、更に一応は独立文の主格表現の任をも担うが、主格助詞となりきることはなく、附属句中の連体的主格助詞としての用法に限られるように

* 人文系列 (Department of Liberal Arts and Sciences)

なった。

ここで資料として用いた蓬左文庫本^{注⑤}は、平治物語諸本を十一に分類した内の第四類に属し、^{注④}慶長年間書写とされる漢字平仮名交じりの写本である。蓬左本において格助詞「の」「が」「それ」の、連体格と主格との数を比べると、主格は「の」が「が」のほぼ一、五倍であるのに対し、連体格は「の」が「が」の実に十倍以上に及ぶ。つまり、相対的に「の」は連体格が、「が」は主格が多いという事になる。

ここでは、平治物語蓬左文庫本における「の」と「が」との使い分けの実態を、その上接語を中心に論じていき、主格用法における文の構造についても述べる。

二、上接語の相違

(イ)活用語の連体形

活用語の連体形に「の」のついた例は無い。「が」は「ふるきが如し」「軍するがおもしろさに」「とり給はんがぬしになり給へ」など十三例が、種類の活用語の連体形に下接する。

(ロ)人間以外に関する語

主格としては、「(双六の目の)」「子細」「期」などの六例(すべて会話文中)の他はすべて「の」が下接する。

連体格としては、「が」は「二両年が間」「百人が中」等の、数詞についた七例の他、「蛭が島」「松が根」「元太が産衣」のように、上下の語句の結合度の高い言葉の一部に使われるのみで、ほとん

どは「の」が使われる。

又、いずれの用法においても、関の明神、燃燈仏などの神仏及び、馬、蛇、鳥等、人間以外の生物には、「の」しか下接しない。

表 I		主格		連体格	
墨園	地文	舎論文	鳥	地の文	舎論文
黄兵公 騎拳	許由			龜園の明王の外祖 楊貴妃・西王母 扇鶴・女陽・徐君 樊噲・張良・田單	朕玄委
公家	藤信賴 信賴・信西 信賴・云々	信賴・信西 信賴・云々	信賴・信西 信賴・云々	義隆・信賴 信賴・信西 信賴・信西 長門守高麗院 越後守季綱 準正藏人喜兼	光賴 我尊光賴
平清盛 一門		右兵衛佐頼朝 源太義平 乙若	尼池邊	清盛・家盛	
源義朝 一門				義朝・清盛 常業	義朝 義平
侍 家の子 郎等	鎌田清 弥兵衛雲清 行吉・志内 泰經の下腹 東人金子家忠 源氏の兵	世に有(き)者志内	家案	家仲・清盛 長田・義隆 須藤・口俊綱 足立・右馬允遠元 清盛・清・金主 喜弘・景綱	源義隆 鎌田 長田 喜住 喜盛
第三称 その他	天魔・京嘉部 (小屋の男)	何者	此宿	かれ延寿 天妖 敵	きつ・家継 天妖 二百余騎 おまひ人尼 駝物入道

(イ)人間に関する語

表Ⅰに、「が」に上接する人物をすべてあげた。これらの人物の内、異国の楊貴妃、貴族の信頼、信西、源氏一門の義朝、義平、頼朝、常葉、平家一門の清盛、池禪尼、家盛の十人については、「の」「が」両方が使われる。

人に関する語に下接した二助詞に関して、次のことが言える。

①「が」には、天皇、上皇、法皇、摂政関白といった、最高位の人物についた例は無い。異国の玄宗皇帝の例は第一人称に下接した一例のみで、作品全体でも、自称にはすべて「が」が下接する。その妃である楊貴妃については、

[a] 卷一、一九ウ (信西↓法皇)

「……皇帝のう三のめが御用にて……楊貴妃のう四のめが御用にて……」

[b] 卷三、三〇ウ <地の文>

貴妃が姿をみし人は、百の媚をなすといへり。太宰大貳清盛は、常葉が姿を見給ふより、よしなき心ぞつかれける。

と、皇帝と対になって妃として描かれる時は「の」、常葉と対になって単なる美人の例として描かれる時は「が」が使われている。

②高位の公卿には、会話文における自称以外は「の」が用いられる。

③四位以下の者には、原則として「が」が用いられる。信頼、信西を除き「の」が下接したのは、次の例のみである。

○卷一、一五オ

<地の文>

彼紀二位と申は、紀伊守範元の孫、右馬頭範国の女なり。：

いずれも上皇の乳母紀二位の身内であり、下接の「孫」「女」は共に紀二位を指す。

権中納言右衛門守藤原信頼に関しては、二十例(地の文一三例、内連体格一〇例、主格三例、会話文七例、内連体格三例、主格四例)中、「が」は次の六例である。

[a] 卷一、三ウ (後白河上皇↓信西)

有時上皇信西をめして「信頼が大臣ノ大将に望をかけ申すはいかに。……」

[b] 卷一、四オ (信西↓上皇)

「信頼が大臣大将に成候はんには、いづれの者か望をかけず候べき。……」

[c] 卷一、四ウ <地の文>

(後白河上皇は)是を觀覽ありしか共信頼が寵愛いやめづらにぞ聞えける。

[d] 卷一、八ウ <地の文>

やがて除目をこなはれて、信頼がもとより望懸しかば、大臣の大将を兼たりき。

[e] 卷一、二五オ (左衛門督光頼↓弟別当惟方)

「……信西が頸実検のとき、信頼が車の尻に乗て神楽岡へ渡られけるこそうたてけれ。……」

[f] 卷二、四オ (義朝↓義平)

「悪源太は候はぬか。源太冠者はなきか。信頼と云不覚仁があの門やぶられつるぞや。……」

aの例は親愛の情をも含ませた卑称の「が」である。b e fは各

軽蔑の意を含む。c dは地の文で「が」の使われた例である。cは「上皇の、信頼に対する寵愛」の意であり、上皇への配慮とも、或いは近い位置のa bの例に引かれたものとも考えられる。dは他の諸本^{注⑤}では「は」となっており、誤写の可能性が高いが、cと同様作者の軽侮の感情が現れたものとも考えられる。

この他の場所では、時期や立場にかかわらず「の」が用いられており、作中で『文にあらず武にあらず、能もなく芸もなし』と、かなり軽侮を込めて描かれてはいるものの、中納言ということ、作者の感情とは別に、「の」をもって遇せられている。

少納言入道信西に関しては、二十二例（地の文十五例、内連体格十三例、主格二例、会話文七例、内連体格五例、主格二例）中、「の」は次の七例である。

「a」 卷一、一三ウ 〈地の文〉

大なる竹のよを通して入道の口にあて本どりをぐして堀う
づむ。

「b」 卷一、一四オ 〈地の文〉

前に追立行程に入道の墓の辺にて、「それそよ」とてをし
へけり。

「c」 卷一、一五オ 〈地の文〉

紀二位……信西の妻女に成て、不思議あまた有し中に……

「d」 卷一、二〇オ （六波羅からの使者↓清盛）

「去九日夜……姉小路西洞院の少納言入道殿の宿所もやかれ候ぬ……」

「e」 卷一、二七オ 〈地の文〉

明廿日亦公卿僉議あり。少納言入道信西の子ども十二人あり。

「f g」 卷二、二七オ f 〈地の文〉 g (人↓ある人)

去程に少納言入道信西の子ども十二人みな配所へつかはさる。「信西の子共は配所に有とも赦免こそ有べきに……」と人申ければ……

a b dのように「信西」と云う名が入っていない場合はすべて「の」が用いられる。cは、前述の紀伊守や右馬頭同様、紀二位の身内として描かれた故に「の」が用いられたのであろうか。e f gはいずれも「子供」が下接する。しかし、「信西が子息（巻一、五オ）」「少納言入道信西が子共（巻一、八ウ）」の例も有り、下接語故とは考えられない。作中で『当世無双の洪才博覧也』と称えられ、紀二位の夫でありながら少納言にすぎず、非業の最期を遂げた人物に対し、基本的には「が」を用いるものの、作者あるいは享受者の気持ちの揺れが伺える。

④平家の清盛一門、源氏の義朝一門には、原則として「の」が用いられ、会話文の一部においてのみ「が」が用いられる。

太宰大式清盛十一例（地の文六例、内連体格五例、主格一例、会話文五例、内連体格四例、主格一例）中、「が」が下接したのは次の一例のみである。

○卷三、一四ウ （義平↓人々）

悪源太宜ひけるは、「……あはれ、清盛が熊野詣の時、阿部野に待まうけて、中にとりこめうたんといひしを、……今か、るうき目を見るぞ」

処刑の場と云う特殊な状況の中で、「物も覚えぬ」平家に対する軽蔑と、限らない後悔に裏打ちされた憎悪とが、「が」を使わせたと見るべきであろう。

左馬頭義朝三十九例（地の文十八例、内連体格十七例、主格一例、会話文二十一例、内連体格二十例、主格一例）中、「が」が用いられたのは次の二例のみである。

[a] 卷二、二三オ （義朝↓後藤兵衛真基）

「汝是より都へ帰り、姫をそだてをき、義朝が後世をとぶらはせよ」

[b] 卷二、三四ウ （義朝↓朝長）

「……汝をたすけをきたらば、敵にとられうき名をやながさむずらん。義朝が手にかけてうしなはばやと思ふはいかに」共に自称の例である。前述したように、作品全体でも自称に「の」のついた例はない。

清盛の継母池禪尼に「が」のついた例も、自称の「尼が」一例のみである。

清盛の異母弟、池禪尼の実子である右馬助家盛に関しては、次の七例中二例が「が」である。

[a] 卷三、二〇オ （宗清↓頼朝）

「右馬助家盛の御姿」

[b] 二〇オ （宗清↓池殿）

「故右馬助殿の御姿」

[c] 二〇ウ （池殿↓宗清）

「右馬助の姿」

[d] 二一オ （池殿↓重盛）

「故家盛の姿」

[e] 二一オ （池殿↓重盛）

「家盛の形見」

[f] 三四ウ （池殿↓頼朝）

「げに家盛が姿に少もたがはず。哀宮古の辺にきて、家盛が形見に常によびよせて見てなぐさまばや。……

同じ会話主、同じ下接語であっても、池殿の頼朝に対する言葉の中でだけ「が」が用いられる。勝者清盛の母である池殿は、どの場でも、捕われ人頼朝はもちろん源氏一門に対して敬語など使用しておらず、頼朝の行為を「申す」と表現している所からも、家盛を低めた卑称とは考えられない。亡き愛し児に瓜二つの頼朝を目前にして、家盛に対する親愛の情を表したものであるう。

義朝の長男悪源太義平は、十九例（地の文十一例、内連体格十例、主格一例、会話文八例、内連体格四例、主格四例）の中、次の六例（総て会話文）に「が」が用いられている。

[a] 卷一、一〇オ （信頼↓除目の場の人々）

「義平が申状荒儀也。阿部野まで馬のあしつかからかしてなにかせむ。……

[b] 卷一、二二オ （清盛一行の言葉）

「すは悪源太が前使よ」とて、みな色をうしなひけり。

[c] 卷一、二二ウ （清盛↓六波羅使者）

「悪源太が阿部野に待と云はいかに」「其議は候はず。……

[d] 卷一、二二ウ （清盛↓家来達）

「悪源太が待とは是をいひけり。うてや、者共、うてや」

[e] 卷二、一七オ (義朝→鎌田正清)

「義平が川より西へ引つる事、家の瑕と覚ぞ。……」

[f] 卷三、一五オ (義平→難波三郎恒房)

「汝は主には似ず物は覚えたり。げに義平が為には後言ぞ。身分の隔たりのある藤原信頼と、親である義朝の言葉及び義平の自称には、卑称の「が」が下接する。b c dは敵清盛が少人数を従え熊野詣から京へ引き返す折りの会話で、恐怖、憎悪の感情がこめられたものである。清盛は卷三において、捕われた義平に対し「御辺」「出られ」と軽い敬語を用いているが、ここでは憎悪故にことさら卑弥の「が」を用いたのであるう。

義朝の三男右兵衛佐頼朝は、十三例(地の文八例、内連体格七例、主格一例、会話文五例、内連体格三例、主格二例)中、次の二例に「が」が用いられている。

[a] 卷三、二一オ (池殿→重盛)

「兵衛佐頼朝が、尼に付て命を申たすかり、父の後世をも

弔ひ候はばやとなげくなるが、……

[b] 卷三、三六ウ (八幡神→童子)

「……ふしぎの夢想を蒙て候。八幡へ参詣して候へば、御殿の内より『頼朝が弓矢はいづくに有ぞ』と御尋候つれば：共に卑称である。aは池殿の同情も含まれたものであろう。

義朝の愛妾常葉に関しては、八例(地の文六例、会話文二例、八例共通体格)中、次の二例に「の」が用いられている。

[a] 卷三、三〇オ (地の文)

今若殿、かたき清盛の方一目、母常葉の方を一目みて、：

[b] 卷三、三〇ウ (地の文)

……景綱が本へかへされけり。其後常葉のもとへ御文をつかはされけ共、：

aは、「敵清盛」と「母常葉」との対比の上で、源氏の大將の北の方、義朝の子息の母として見たものであろう。bは、直ぐ上の「景綱が本」と対比させる為か、あるいは、謀反人の妻から清盛の愛人へと立場がかわったとみなした故でもあろうか。

この人物の八例については、諸本の表記の一致した例が無く、かなり混乱しており、常葉のとらえ方の不安定さが伺える。

⑤武士の家来、郎等には基本的には「が」が用いられる。「の」が下接したのは次の二例である。

[a] 卷一、九オ (地の文)

悪源太義平は母方の祖父三浦(三浦介義明)の許に有けるが……

[b] 卷一、一四オ (地の文)

出雲前司光泰、信頼に此よし申せば、同十四日……光泰の宿所神楽岡へ行むかひて実検す。

aは義朝の一門として扱ったものであろう。bは、単なる郎等では無くその上にたつ武士であるが故であらうか。同等の兵庫頭頼政には、卷二、一三オに、

悪源太鎌田を召て宣ひけるは、……「にくひ頼政がふるまひかな。一軍せん」

の例が有るが、これは義朝の長男の会話文であり、憎悪と軽蔑を

含んでいる。他に、左兵衛尉家仲や右兵衛尉泰忠といった人物（一例）にも「が」が用いられている。鎌田政清などの郎等には一貫して「が」が用いられるのに対し、源氏一門の上級武士に対しては、揺れがあると云えよう。

⑥二人以上の人物の名が連続する場合、一番下の人物に応じて二助詞が使い分けられる。

【例】「兄義平、朝長、郎等鎌田が」かた「信頼、信西が中」「信頼、信西二人が中」「信頼、義朝の車」「信頼、義朝の宿所」

「義朝、正清兩人が頸」

⑦「人」「民」や、「諸大夫」「武士共」「源氏」「平家」「山法師」「雑人共」のように、誰と特定しない広範な名称には原則として「の」が下接する。

例えば、奥波賀の宿の長者で、義朝の妾延寿の母である大炊に關しては、「大炊」とその名を呼ぶ時（三例）には「が」が、「長者」とその社会的地位を呼ぶ時（四例）には「の」が用いられる。⑧人をその名前で呼ばず、「母」「親」「父」「伯父」のように続柄で指す場合には「の」が下接する。

⑨第二人称は「汝」「しゃ汝」「をのれ」「わ人共」には「が」が、敬意を含んだ「御辺」「わ御前」には「の」が下接する。

表Ⅱ

計	Ⅱ 言い切り文の主格										Ⅰ 従属・条件句の主格			表 Ⅱ	
	[D]					[C]					[B]			[A]	の
	命令文 (d)	終助詞「ぞ、ぞや」止め (c)	終止形止め (b)	終止連体同形止め (a)	終助詞「よ」止め	「こそ」「こそ」已然形止め	疑問・反語文	普通文の連体形止め	体言止め	述語が「連用形＋助詞(て)」	述語が「未、已然形＋助詞(は)」	述語が「連体形＋助詞(は、を等)」	名詞を修飾する従属句の主格		
71 (100%)	0	0	1	2	0	2	5	1	0	3	15	16	26 (37%)		
	3 (4%)				8 (11%)					34 (48%)		60 (85%)			
	11 (15%)														
47 (100%)	1	4	0	2	1	0	9	1	1	1	6	8	13 (28%)		
	7 (15%)				12 (26%)					15 (32%)		28 (60%)			
	19 (40%)														

三、主格用法における文の構造

二助詞の主格用法における文の構造を表Ⅱで見ると、「の」はⅠの従属・条件句の主格用法が八十五%を占め、かなりの偏りが見られる。それに対し「が」は、Ⅰと、Ⅱの言い切り文の主格用法との割合が六対四で、主格助詞として定着してゆく過程が伺える。

しかし、㊦を見てみると、言い切り文とはいえ、すべて余情、詠嘆表現で、附属句の主格用法の一変形ともみなしうるものである。疑問文に「が」がやや多いのは、疑問の助詞「か」との関連もあるろう。ここではまぎらわしい用例に関しては、他の諸本に「の」「が」表記のあるもののみをとった。

次に、㊦の用例をすべてあげる。

㊦a ㊦御一門の人々の待まいらせ給らん(巻一、二十一ウ)

㊦いながされ人の思ふさまに振舞とて国人にうたへられ

(巻三、三十五オ)

㊦ウ 悪源太が阿部野に待と云はいかに(巻一、二十二ウ)

㊦エ 悪源太が待とは是をいひけり(巻一、二十二ウ)

b ㊦光頼卿此程は信頼の過分なりとて不参にておはしけるが

(巻一、二十三オ)

c ㊦別当惟方があるぞ

(巻一、二十九ウ)

㊦信頼と云不覚仁があの門やぶられつるぞや

(巻二、四オ)

㊦とくく帰れ娑婆にて子細があらんずるぞ

(巻三、三十三オ)

㊦ふかくおさめをけ期があらんずるぞ(巻三、三十六ウ)

d ㊦(胃、鎧を)なげたらばさきにとり給はんがぬしになり給

へ(巻二、二十一オ)

a は㊦の連体形止めと同様にも考えられる。b は形の上からは「体言十の十体言」とも見うる。又、㊦㊦㊦は「と」で受ける引用文であり、独立した単文とは言い難い。c は、言い切り文とはいえ、

聞き手を意識して念を押す「ぞ」が下接していることよって、「ある」「つる」「んずる」までが体言的にまとめられていることが伺える。d は、上接語が活用語の連体形であり、その点からも「の」は下接しにくい。

このように、「の」はもちろん「が」においても、まだ全く自由な主格助詞には成りえていないが、「が」の方は、主格助詞として完成してゆく過程が伺える。

四、まとめ

平治物語蓬左文庫本における格助詞「の」「が」の用法について、論じてきた事を次に簡約する。

(1) 用法にかかわらずなく、活用語の連体形には「が」が下接する。

(2) 「が」が、人間に関する語の他は、連体格では数詞や、上下の語の結合度の高い一部の語句、主格ではほんの数例の名詞(すべて会話文)にしか下接しないのに対し、「の」は人間に関する語はもちろん、人間以外の生物や神仏、普通名詞、固有名詞、数詞と広く下接する。

(3) 人間に関する語に下接する場合、次のような待遇表現上の区別が認められる。

① 天皇、皇族、三位以上の高位高官には「の」が下接する。

② 会話文における自称にはすべて「が」が下接する。

③ 平家の清盛一門、源氏の義朝一門には原則として「の」が下接する。

④四位以下の公家、家の子郎等には、原則として「が」が下接する。

⑤名前を特定しない広範な名称や、続柄による呼称には、原則として「の」が下接する。

⑥第二人称でも、敬意を含まない「汝」「をのれ」等には「が」が、敬意を含む「御辺」等には「の」が下接する。

⑦右の各条の原則に外れた例については、

i、地の文においては、下接語の影響が伺える。

ii、会話文においては、会話主の軽侮、憎悪、親愛等の感情が伺える。

しかし、理由の不明な例や、諸本により二助詞の一定でない例も少なくない。

(4)主格用法における文の構造に関しては上接語との関係も考慮に入れねばならないが、「の」はその八割以上が従属、条件句中にあり、残りも余情、詠嘆表現などの、連体句に準ずる用法にほぼ限られる。「の」が「が」に比して全体数が圧倒的に多く、しかも広範な語に下接することと考えると、主格助詞としてはかなり制約がきついと言えよう。

一方、「が」は制約がやや緩く、主格助詞として完成してゆく過程が伺える。しかし、厳密に見てみると、本質的には連体句の用法と同様に考えることのできる用法がほとんどで、まだ全く自由な主格助詞とはなりえていないと言いうことができる。

注

①『ロドリゲス日本大文典 土井忠生訳』 昭30刊、三省堂。

②『日本文法大辞典』松村明、昭46刊、明治書院。

③『名古屋市蓬左文庫蔵（平がな本）翻刻』（近藤政美・池村・濱千代 読み、『續國語學論考及び資料』國語學懇話會編、昭62刊、和泉書院。参照。例文には、便宜上、句読点、濁点等をほどこした。

④日本古典文學大系『保元物語 平治物語』（永積安明・島田勇雄、昭36刊、岩波書店）解説参照。

⑤『平治物語研究 校本篇』笠榮治、昭56刊、桜楓社。

東京大学国語研究室資料叢書『保元記・平治物語』栃木孝惟、昭61刊、汲古書院。

古典研究会叢書『平治物語』上下、松本隆信・長谷川端、昭49刊、汲古書院。